

鈴鹿市建設工事等における保証証書等の電子化の対応について

行政事務の DX 促進及び受注者の負担軽減等を目的として、鈴鹿市及び鈴鹿市上下水道局が発注する建設工事及び建設工事に係る業務委託における契約保証及び（中間）前払金保証について、保証証書の電子化（電子保証）への対応を開始します。

1 電子保証について

従来、紙原本にて発注者に提出していた契約保証、前払金保証及び中間前払金保証の保証証書について、インターネットを介した方法により提出することが可能になります。
なお、従来の紙原本による保証証書の提出も引き続き可能です。

2 電子保証の対象となる取扱保証機関

- ・ 東日本建設業保証株式会社
- ・ 西日本建設業保証株式会社
- ・ 北海道建設業信用保証株式会社

3 電子保証の利用方法

電子保証を利用する場合は、あらかじめ上記取扱保証機関にお問い合わせください。

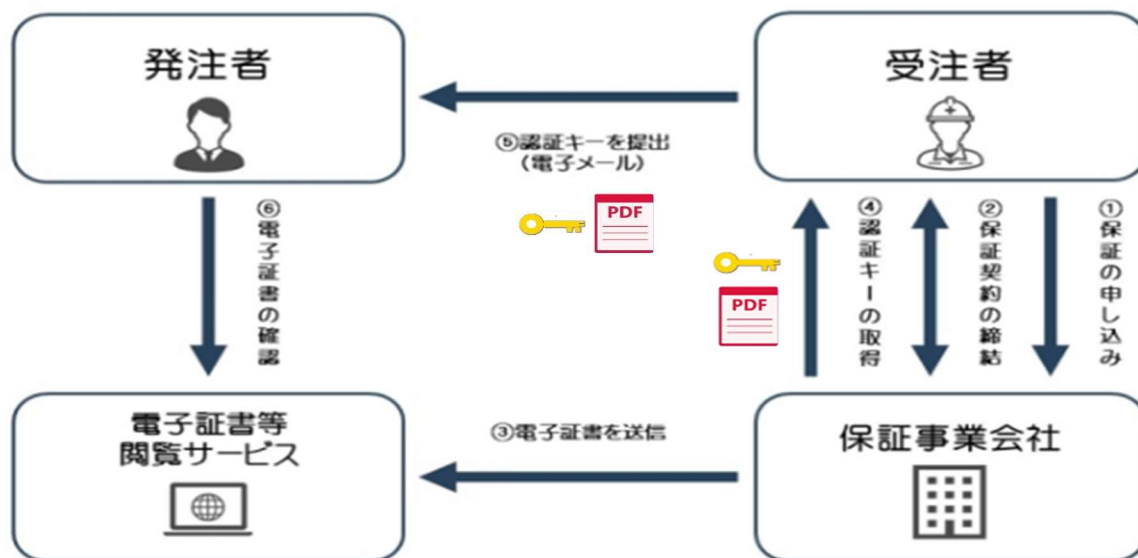
4 電子保証の適用案件

令和 8 年 10 月 1 日以降に公告、指名通知又は見積依頼をおこなう案件から適用します。

5 電子証書の提出方法

保証機関から発行された認証キー（PDF ファイル）を電子メールにて送信してください。
※PDF 方式により発行された通常の保証証券等を電子メールにより提出する方法は対象外です。

◎電子認証のスキーム



6 電子メール送信時の注意

(1) 提出先アドレス：工事（業務）発注課アドレスへメール送信してください。

※契約保証については契約書を窓口にお持ちいただく前に、また前払金保証又は中間前払金保証についてはそれぞれ請求書を窓口にお持ちいただく前に必ず送信してください。

(2) メールの件名等

件名の先頭に【電子保証】と記載したうえで、工事（業務）名をメール件名としてください。

※例）【電子保証】○○○線舗装工事

また、メール本文中に、①受注者、②担当者の氏名・連絡先、③工事（業務）名、④保証名称（契約保証、前払金保証、中間前払金保証）の4点を必ず記載してください。

※例）①○○建設株式会社、②鈴鹿市郎・○○○-○○○-○○○○③○○○線舗装工事、④契約保証

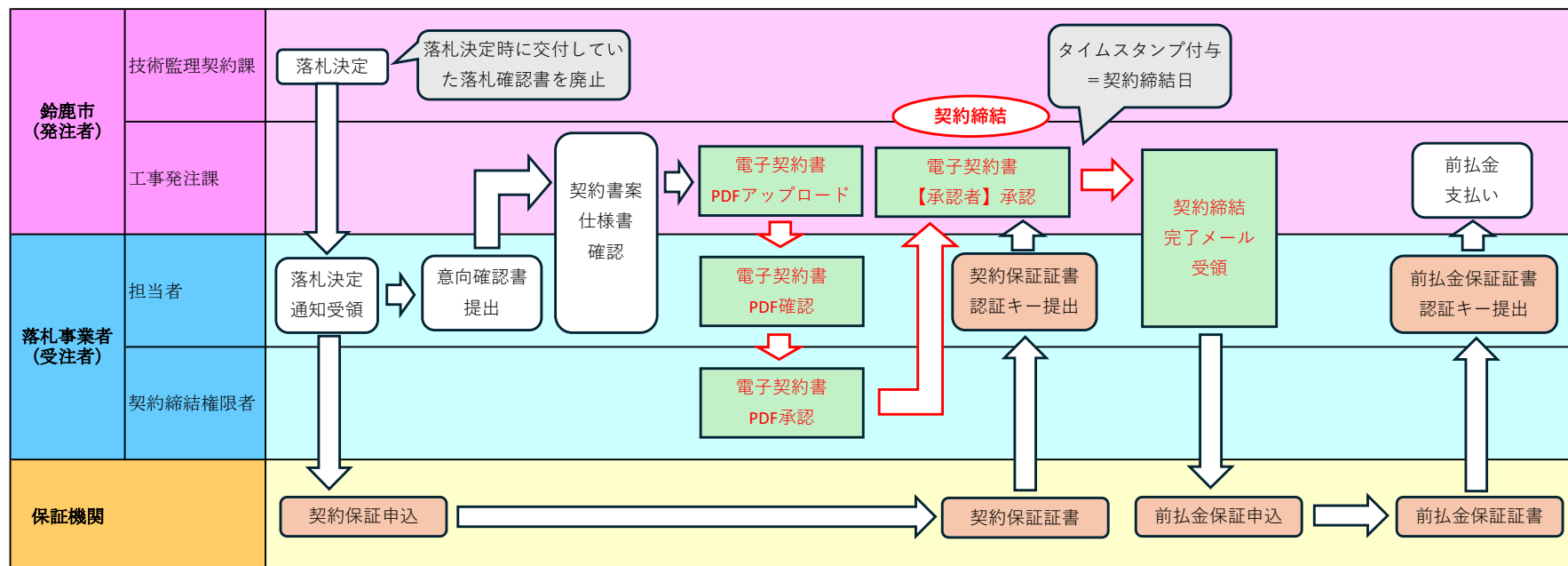
(3) メール到達確認

契約締結等の円滑な手続きのため、メールの送信後、到達確認の電話を必ず行ってください。

電子契約手続き中における電子保証との関係フロー図

電子契約システム上の手続き

電子保証に関する手続き



※契約書、電子保証のいずれかが書面による場合も基本的なフローは変わりません。両方が書面の場合の手続きは従来どおりです。

- これまで落札決定後に、落札事業者（受注者）へ交付していた落札確認書を廃止します。（電子契約の場合は、契約締結の予定日はありません。）
- 電子保証の対象となる取扱保証機関は、東日本建設業保証株式会社、西日本建設業保証株式会社及び北海道建設業信用保証株式会社の3社です。
損害保険会社の扱う電子保証については現時点では対応できません。（今後、対応する予定です。）
- 電子契約システムを利用して契約締結をする場合、あらかじめ契約予定日を設定しないことから電子による契約保証と前払金保証は同時に発行されません。
（前払金保証は契約締結後になります。）
- 鈴鹿市（発注者）へは、保証機関が発行する「認証キー」（PDFファイル）を提出してください。
PDF方式により発行された通常の保証証券等を電子メールにより提出する方法は対象外です。